

障がい等があり入学後に合理的配慮（根拠に基づく環境調整）を希望される方へ

○入学後の相談、支援の申し込みについて

授業（体育実技や実習を含む）や各種行事（入学式、オリエンテーション等）への参加について合理的配慮の提供を希望する方は、入学手続き後、以下の期限までに学生生活課にご相談ください。スムーズな支援開始のためにできるだけ早くご相談いただくことをお勧めいたします。なお、期限後の相談の場合、新学期までに合理的配慮の準備が間に合わないことがありますのでご注意ください。

大学における合理的配慮とは、教育の本質を変えず、大学に過度な負担のない範囲で障がい等のある学生の社会的障壁を取り除くことを指します。単位取得や卒業保証するものではありません。

東京女子大学には、障がい学生支援コーディネーター（以下、コーディネーター）が学生生活課に常駐し、所属学科、専攻、学内外の関連機関と連携しながら支援を実施しています。

<https://www.twcu.ac.jp/main/campuslife/support/special-needs.html>

入試方式	Email での申し出期限
学校推薦型選抜 知のかけはし入学試験	2024年1月12日（金）17：00
個別学力試験型 英語外部検定試験利用型 大学入学共通テスト3教科型／5科目型 その他の選抜	2024年3月8日（金）17：00
英語 Speaking Test 利用型 3月期（専攻特色型）／3月期（国公立併願型）	入学手続き後にできるだけ早くご連絡ください。

○東京女子大学において合理的配慮として実施されている支援例

以下は例であり、実際の合理的配慮の内容は大学と学生が個別に相談しながらニーズを確認し、所定の手続きを経て決定します。

- ・ 座席位置の配慮（定期試験、授業）
- ・ 教室調整
- ・ 高さを変えられる机の配置
- ・ 板書の撮影許可
- ・ 講義の録音許可
- ・ 課題の提出期限の延長
- ・ 定期試験での時間延長
- ・ 別室受験（少人数）
- ・ 履修選択、履修相談
- ・ 情報取得支援
- ・ 車での送迎許可
- ・ 休憩場所の確保（電動車いすの充電等）
- ・ ノイズキャンセリングイヤホンの貸し出し
- ・ 音声認識アプリでの情報保障
- ・ 体育実技の合理的配慮

○合理的配慮を検討する際の方針

新入生から支援の相談があった場合、本学は必要に応じて入学前面談を行います。新入生と大学とで、入学後の合理的配慮について話し合い、検討していきます。

新入生が希望する合理的配慮が教育に関わるものの場合、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシ

一を踏まえて希望に応じられないこともあります。教育の目的・内容・評価の本質を変えずに、代替措置や工夫が提供できないか柔軟に考えていきますが、公平な成績評価の保障を損なう評価基準の変更や合格基準を下げることや卒業要件の緩和・変更はできません。そのため、これまでに受けた支援内容がそのまま本学でも認められるわけではありません。希望する配慮を提供できない場合には、大学はその理由を説明して他の実現可能な方法を考えていきます。

○支援開始までの流れ

(1) 相談申し込み

入学手続き後、以下の内容を Email で学生生活課にお送りください。学生に知らせない代理人による申請は受けられません。追って学生生活課より連絡をし、日程調整を行います。

- ・名前（ふりがな） ※新入生の氏名
- ・入学予定の所属学科、専攻
- ・入学にあたって心配なこと、相談したい内容
- ・これまで受けていた配慮内容等
- ・日中連絡の取れる電話番号、メールアドレス
- ・面談可能な日程（複数）

■連絡先

学生生活課 TEL：03-5382-6274
E-mail：students@office.twcu.ac.jp
開室時間：9：00～17：00
(平日 11：25～12：25 を除く)

(2) 入学前面談

履修や学生生活に向けた懸念事項を整理・相談します。入学予定の専攻の教員、関係部署の教職員が同席することもあります。(面談は複数回行う場合もあります)

(3) 合理的配慮の決定と申請手続き

- ・面談

合理的配慮の内容は、下記にある根拠資料（合理的配慮の内容が必要かつ適切であることを判断していく上で参考となる資料）ならびに、コーディネーターとの面談を通して、本人の同意を得て決定されます。

例)* 障害者手帳のコピー

- * 診断書／意見書

修学上支障となる特性等、必要な配慮内容が具体的に記載されたもの

- * 高等学校などからの支援の引継ぎ文書（支援内容がわかるもの）

根拠資料がなくても、コーディネーターと相談して合理的配慮を検討することは可能です。

- ・学内手続き

所定用紙の記入と必要書類の提出の後、学内手続きを経て支援が開始されます。

(4) 支援開始

- ・配慮文書の配付

履修する授業担当者に学生のニーズと個別の合理的配慮の内容が書かれた文書を学務課が配付します。

- ・モニタリング

決定した配慮内容が実際にどのように活かされているか、見直しが必要であるかについて適宜、相談に乗ります。修正が望ましい場合には、繰り返し対話して、学期途中でも配慮内容を変更することができます。